



越路 広報

2月 (No.107)

発行/越路町役場(新潟県三島郡越路町) TEL越路(02589)2-3111 印刷/大川印刷所

町職員募集

越路町では次により職員を募集します。受験希望者は、期日までに関係書類を役場総務課へ提出してください。

一、採用職種・人員
栄養士 二名

二、受験資格
栄養士有資格者又は三月末日までに資格取得見込みの者

三、申込み期限
履歴書一通(写真添付、有資格者は資格証添付)を二月十五日迄提出

四、採用試験
珠算 面接試験

塚山 保育所 九十名
浦 保育所 九十名

満三才より就学前までの幼児

岩田 保育所 七十名

石津 保育所 四十名

中野島 保育所 四十名

飯塚児童館 八十名

②申込み期間
二月一日～二月十五日まで

③申込み方法
所定の申込み用紙による(各保育所にあります)

④その他
現在入所中の方も申込み書を提出してください。

出してください。

保育所入所

幼児募集

昭和四十九年四月から町立保育所へ入所を希望される幼児の受け付けを次により行います。

①保育所別
満一才より就学前までの幼児 来迎寺保育所 百二十名

今年の農耕用軽油は原油量の削減等の理由で入手が困難な情勢にありますので、早めに予約をされ

農耕は安い 免税軽油で

申請は早めに

の心配ごと相談は 二月十五日
三月一日
今月 行政苦情相談は 二月二十一日



るよう次の要領で農耕免税軽油の申請を受付ます。
とき 二月一日～二月二十日
受付場所 各農協スタンド・各石油販売業者及び役場産業課

一、あたらし申請するときは
(イ)どんな機械かはっきりわかる書類(例契約書の写し等)

(ロ)買った店の売渡し証明
(ハ)耕作面積証明(役場農業委員会印)

二、去年に引きつづいて申請する人
(イ)使用者証
(ロ)耕作面積証明(役場農業委員会)

(ハ)使用者証に押しつけてあるものと同じ印
(ニ)免税軽油引取明細書

(ホ)使用者証の有効期限が四十九年五月三十一日以前で切れる人は所有証明又は申立書
(ヘ)機械を買い換えたときはあたらし申請する人と同じもの
三、共同申請の場合は
共同の場合は全員印

「犬の被害多発」クサリでつなぎましょう

犬の放し飼いはやめましょう。最近、野犬や放し飼いの犬によるへの被害(登下校時の小中学生へのかみつき)や収穫中のごみのち

らかしなどの苦情があとをたちません。犬を飼っている家庭では、いつもクサリなどをつなぎ、放し飼いの犬にならないよう注意してください。

越路町農業振興地域整備計画にともなう農用地利用計画の縦覧のお知らせ

次のとおり役場で縦覧していただきます。
昭和四十九年一月十日から
昭和四十九年二月八日まで

今月の納税
固定資産税 4期
国民健康保険 6期
納期日 2月25日

さいの神



暗い夜道を手を引かれてのさいの神。忘れられていた郷土の民俗行事も、あちこちで再開されはじめてきた。父母やおじいさんたちから昔の楽しい正月行事を色々聞かされてもわからなかったが、燃え上がるさいの神で子供たちの書初めを燃やしたり、モチを焼く。まっ黒に焼けたモチを食べながら、ほほを赤く染めていた。

今年の豊作を祈願し、家族の無病息災を願う小正月行事 (飯塚で)

今月の主な内容

- ▼昭和四十八年度功労者表彰
- ▼米寿おめでとうございます
- ▼児童手当の請求は早めに
- ▼四十八年度歳末奮闘
- ▼都市計画用途地域決定
- ▼早くそろえておこう税の控除書類
- ▼町職員募集

町の人口

住民基本台帳人口 (12月末日現在)			
世帯数	3,030	昭和48年1年間の人口等調	
市内	13,741人	○47年12月末日人口	13,674人
内訳	6,698人	○48年12月末日人口	13,741人
	7,043人		+ 67人
12月の住民移動状況			
出生数	16人	死亡数	14人
市内	9人	市内	11人
内訳	7人	内訳	3人
転入数	40人	転出数	24人
市内	14人	市内	10人
内訳	26人	内訳	14人

昭和48年度 功勞者表彰

町では、表彰条例の規定により町のために功績のあった人を、表彰しております。

今年の表彰者は1月7日名刺交換会の席上で、農業行政、農村振興に尽力された平沢美代太郎さんをはじめ15名の方が一般表彰者として表彰されました。



農業委員として十二年、町の農業行政、農村振興に貢献
町駐在警官として二十一年、町の防犯・警護活動を続けられた。



平石 小市郎氏

昭和七年より杜氏として活躍、全国杜氏組合長などの酒造界の要職にあって、酒造技術の向上、後進の指導育成に貢献



長谷川 弘氏

昭和二十六年より学校医、町医として町の保健衛生行政に貢献



井上 円秀氏

二十一年間にわたり私立保育園を経営し、町の福祉施設整備に協力して私立保育園を廃し町の児童福祉事業の推進に貢献



戸田 忠次氏



内山 文一郎氏

消防団員として二十五年間、警護活動を続けたことによる。



大谷 猛氏

消防団員として二十五年間、警護活動を続けたことによる。



渡辺 喜八郎氏

消防団員として二十五年間、警護活動を続けたことによる。



深井 英一氏



堀井 千代氏



平沢 タヅ氏

民生委員として二十六年間職務に精励し、社会福祉に貢献



吉岡 由春氏

昭和二十三年岩塚村に就職、現在まで二十五年間、町職員として行政事務に尽力



米山 哲雄氏

昭和二十二年塚山村に就職、現在まで二十五年間、町職員として行政事務に尽力



米山 只之氏



白井 道子氏

昭和二十三年塚山村に就職、現在まで二十五年間、町職員として行政事務に尽力

昭和49年交通安全スローガン

- ①運転者向け
あせっている 今があなたの赤信号
- ②歩行者向け
止まります 待ちます車のきれるまで
- ③子供向け
きをつけよう まいにちとおるみちだけど

米寿おめでとう ごぞいます



お喜びの山本ヨシさん



お喜びの浅井熊治さん



お喜びの白井キヨさん

お年玉つき年賀はがき当選番号

1等 A B 共通	277201
A のみ	025163
B のみ	360802
2等 A B 共通	72774
(下5ケタ)	80717
3等 A B 共通	0411
(下4ケタ)	
4等 A B 共通	249
(下3ケタ)	768
5等 A B 共通	13
(下2ケタ)	97
(下1ケタ)	80

お年玉賞品の引き換えは早めに
お宅の年賀はがきは当選してありませんか。よくお調べのうえ、当選したはがきは、くじ番号部分を切り離さずそのまま郵便局へ持って行って下さい。
なお、二等以上の賞品を受け取る場合は、番号部分の下などに署名か押印が必要です。

(3) 広報こしじ

老人をいたわり老人を敬う心はだれにもある。しかし日まぐるしく移り変わる社会情勢でとかく忘れがちになっている。
長い人生を郷土発展のためにつくされ、米寿(八十八才)の目を迎えられた老人の方々に祝い申し上げます。
今年の長寿者は次の十六名で、町及び老人クラブ連合会から木盃や毛布などが贈られました。
今後益々健康に留意され、幸せな余生をおくられるようお祈りします。
(九十五才)
大字 長寿者 世帯主 幸次郎
飯島 山本ヨシ

(八十八才)

- 浦 吉原 イス 靖九次
- 浦 岡村 林吉 本 人
- 神谷 白井 チヨ 盛 作
- 来迎寺 番場 トセ 信 一
- 来迎寺 西脇 トヨ 健次郎
- 飯島 山本 タケ 久 作
- 岩野 丸山 キセ 清五郎
- 岩塚 郷 ミネ 正 志
- 飯塚 丸山 清松 哲
- 岩田 長谷川シゲ 猛
- 不動沢 宮沢 ハツ マス
- 塚野山 山岸 ヤス 六 男
- 西谷 浅井 熊治 幸太郎
- 小坂 桑原 セキ 博
- 小坂 竹内 シヨ 玉 吉

児童手当の 認定請求は早めに

(2月1日~28日まで受付)

児童手当 額二千円が支給されることになり制度の段階 ました。
的実施に伴 これまでは、十八才未満の児童い、今春四 を三人以上養育し、三人目以上の月一日から 児童が十才未満の方に支給されて支給対象範 おりましたが、この拡大により、困の第二次 三人目以上の児童が義務教育終了拡大が行な 前(十五才)となり、新に支給要件に該当する方や現にわれませす。
これによ 児童手当の支給を受けている方であって支給要 算定基礎児童数が増加する場合は件児童は義 次の日程により請求事務を役場窓務教育終了 口で受付しておりますので、早日前の児童を に認定請求下さい。
含む三人以 ○認定請求受付期間
上の児童と 二月一日から二月末日までいうことに ○持参するもの
なり、三人 認印
目以上一人 厚生年金加入者は被保険者証
に対して月 なお児童手当の支給または改定

後の額による児童手当の支給は、請求した月の翌月から支給になりますので、四月以降の認定請求には繰上支給ができませんので、ご注意ください。詳細については、町民課国民年金係まで問い合わせ下さい。

48年歳末豪雪

信越線 交通マヒとなる 主要道路

雪国にはめずらしく二年も続いた暖冬。冬国に住む人々の生活をめくるくし、生活にうるおいを与えた四十六、七年はしのぎやすい冬であった。

夢よもう一度と三年続きの暖冬を心待ちしたが、例年よりも早く十二月三日には初雪が降り、しかも初雪は消えることなく断続的に降り続く……。

十二月二十三日から二十六日までの四日間降り続いた雪は、信越線の上下列車のほとんどを二日間にもわたり不通にさせたり、主要道路である県道を完全にマヒさせ、積雪は二メートルを超えるまでになった。



自衛隊員による除雪作業

すっぽり雪にうまった
渡り廊下 (越中)



雪と戦った 年末

昼夜通しての除雪 (県道不道沢地内)



歳末で忙しく走り廻らなければならない人も車も、屋根に積った身の丈ほどの雪おろしに汗をかき、どか雪に不満をぶちつけたいっぱい雪を投げている。

二十六日には、不通に近い信越線各駅に高田自衛隊員が二日間来迎寺に九十名、塚山に七十名が線路の除雪に協力した。また、地元消防団百名は自分達の屋根の雪下ろしもかまわず信越線の除雪に協力。

このどか雪で道路はいたるところに立ち往生した車や路上駐車除雪がスムーズにできず、苦心の連続であった。

スリップ

事故を防ごう

雪国である越路町の冬期間における交通事故は、積雪寒冷による特殊な気象条件のため、スリップ事故や出合いがしらの事故が特に

多発しています。そのため雪道や凍りついた道において、安全運転に心がけるために次のことを守りましょう。

まず第一に、スノータイヤかタイヤチェーンをつけなければなりません。しかしスノータイヤは、新雪や、やわらかい路面ではすべり止めの効果はありますが、路面が凍っているときや坂道では効果が半減するという弱点があります。このようにスノータイヤは、雪や水による道路の悪条件を完全に克服することができませんので、スノータイヤをつけている場合でも完全なチェーン一組は必ず自動車に積んでおくということを習慣づけてください。

第二に雪道での基本運転を守ることです。

雪道や凍りついた道での運転にはいつもの道路条件とはちがった、特別の運転操作が必要です。そのためタイヤチェーンをつけて走るときでも普通の場合よりスピードは10〜20パーセントは控え目にすることが必要であり、とくに路面の凍ったところや、雪が固められた道路では40キロ以上のスピードを出すことは禁物です。

以上のように、雪道での安全運転の秘訣は、スノータイヤやタイヤチェーンなどのすべり止め装置についての正しい知識と、危険な道路条件に対応した運転上の基本テクニックを修得するとともに気象条件に注意して無理のない運転をすることがぜひ必要です。

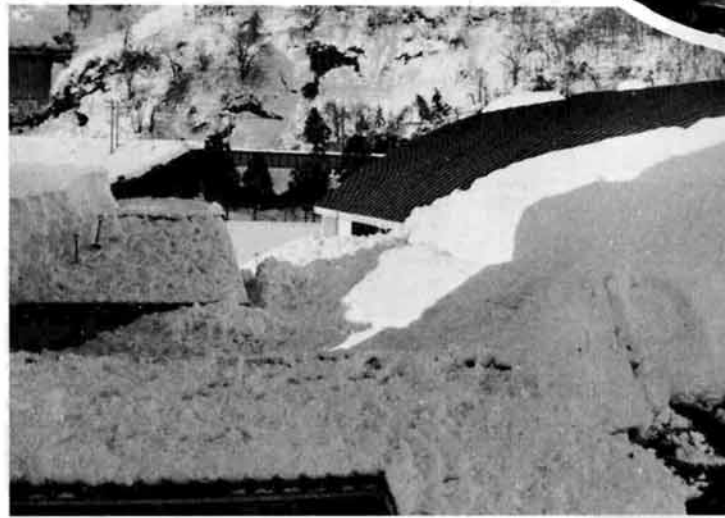
県民生活安定対策本部設置

物資需給対策に本腰を

最近の異常な物価高、物不足を乗り越えるには、国、県の対策はもちろんな必要ですが、なんといても我々一徳国民の協力が必要とされています。業者は社会的責任において買占め、売惜み、不当な値上げを慎み、消費者も買いためなどの行動に走らないことです。また、私達は常にテレビ、新聞などの情報を積極的にキャッチし冷静に事態をみつけ、無駄をはぶき、可能な節約を工夫し実行することが必要ではないでしょうか。県は昨年末に県民生活安定対策本部(電話新潟23-5511)を設置し、いろいろな対策をすすめています。皆さんからの情報や苦情相談にも応じています。また、町でもこの関連事務の窓口を産業課に設置しましたので、みなさんのご協力をお願いします。



→正月用の花を売る (来迎寺)



→体育館も雪の中 (塚小)

↑先生も一役かって (塚小)

都市計画用途地域決定

十二月二十七日から実施

新用途地域について
越路町の都市計画は昭和四十六年二月に決定され、長岡都市計画の構想に基づき新しい町づくりを進めてきましたが、近年の都市化の傾向にあわせ地域環境を守るためあらたに法律が改正され用途地域を細分し、各種の規制を含む地域を設定しました。

土地利用計画を実現し、住みよい町をつくるために建物建てる場合、建物の用途、容積構造などについてお互いに守るべき最低限のルールを決めることが用途地域の制度です。

越路町では昨年六月の町報で新用途地域の構想を発表し、その後、案の縦覧によりご承知の通りと思いますが、新用途地域は従来の用途地域の住民地域に新たに白山岡地に第二種住居専用地域が設定されました。その外の地域については変更ありません。

新用途地域の制限について

環境の整備と土地利用の純化のため、建築物の用途や構造、又は敷地に対する建物の規模は建築基準法によって規制される事になります。

用途別制限は別表の通りですが、各地域の建ぺい率（建物の建築面積の敷地面積に対する割合）容積率（建物の各階の床面積の合計の敷地面積に対する割合）は決定図の凡例に示した通りです。住居地域については従来の建ぺい率より制限が緩和されており、

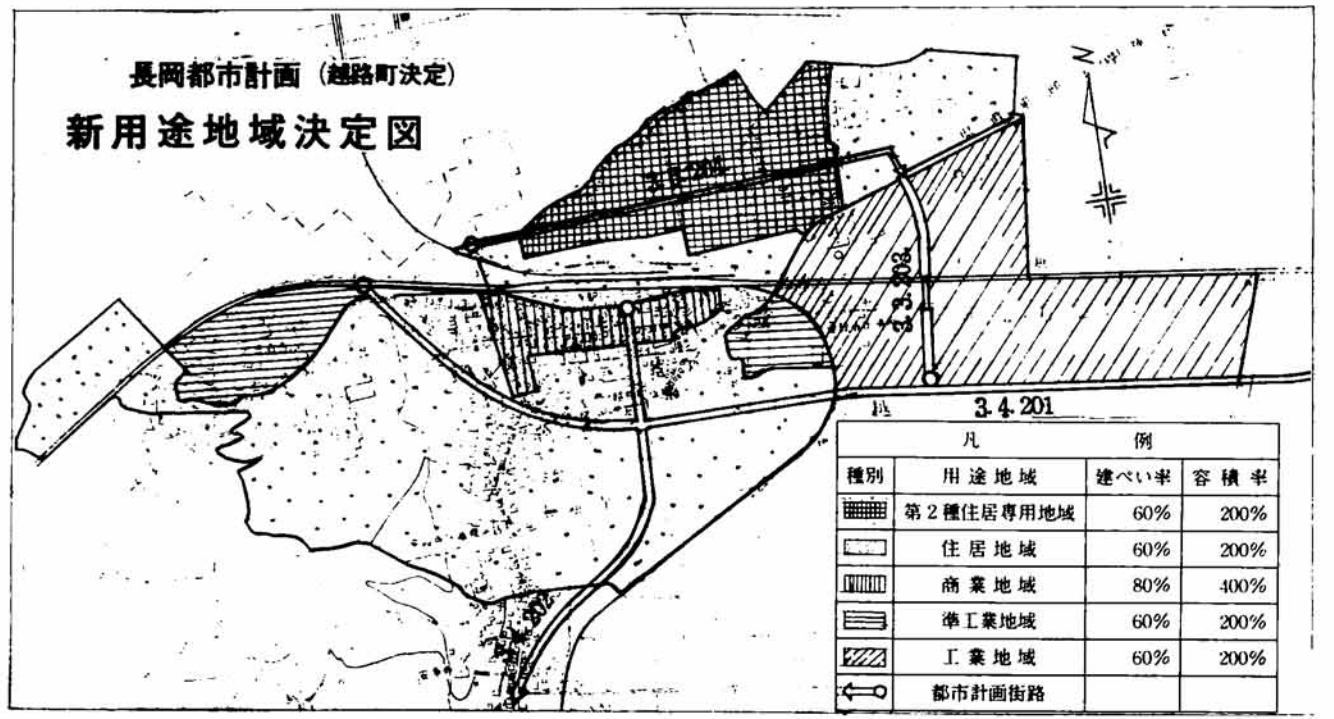
このほか第二種住居専用地域については隣接建物との日照問題を考慮し、北側の斜線により建物の高さが制限されます。又既存の建物で新用途地域が決められたときその用途制限に反する不適格建築物については、その地域に定められた建ぺい率や容積率の限度内である限り従前の床面積の一・二倍まで増築や改築が出来ます。

詳細については役場土木課又は建築事務所へ照会下さい。決定図書は常時役場土木課で縦覧します。

用途地域内の建物用途制限

○…建ててよいもの ×…建てられないもの ◎都市計画で位置の指定を要するもの

用途地域	第一種住居専用地域	住居地域	商業地域	準工業地域	工業地域
住居	○	○	○	○	○
文教	○	○	○	○	○
商業	○	○	○	○	○
工業	○	○	○	○	○
その他	○	○	○	○	○



早くそろえておこう 税の控除書類



所得税・住民税の申告は 二月十六日～三月十五日まで

48年納税相談
昭和四十八年分の所得の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までです。納めすぎた税金や昨年住宅取得控除を受けられた方は確定申告をすれば還付を受けられます。

昭和四十八年分の所得の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までです。納めすぎた税金や昨年住宅取得控除を受けられた方は確定申告をすれば還付を受けられます。

昭和四十八年分の所得の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までです。納めすぎた税金や昨年住宅取得控除を受けられた方は確定申告をすれば還付を受けられます。

昭和四十八年分の所得の確定申告と納税は二月十六日から三月十五日までです。納めすぎた税金や昨年住宅取得控除を受けられた方は確定申告をすれば還付を受けられます。



住宅を新築したり、新築住宅を購入すると税金の恩恵がある
住宅を新築したり、新築住宅を購入すると税金の恩恵がある。これを一定規模の新築住宅を取得して居住の用に供した場合、三年間にわたって毎年二万円を限度として所得の税額控除が認められます。

「質問に答えて」

1、建築主事の建築確認を受ける必要のある家屋の場合には、その確認通知書の写、その他の家屋の場合には設計図、その他米以下であることを明らかにする書類。
2、登記簿謄本、請負契約書、売買契約書、その他その家屋の取得年月日などを明らかにする書類。
3、住民票の写

特別土地保有税の申告納付 (土地取得分)は二月末日までに

特別土地保有税は、昭和四十八年一月一日以後に基準面積以上（越路町では五千平方メートル）取得した土地を保有している場合、または昭和四十八年七月一日以後に基準面積以上土地を取得したものに對し、当該土地所在の市町村長に對し、所有者または取得者が申告納付しなければなりません。課税標準は、土地の取得価格で、税率及び税額は、土地保有に對して課するものにあつては百分の一・四土地の取得に對して課するものに合わせ下さい。

銃砲刀剣類登録 審査会の開催通知

二月の登録審査会が次の日程のとおり開催されますので、未登録銃砲刀剣類所持者は出席し、登録を済ませて下さい。

開催日 二月十五日(金)
開催場所 長岡市城内町三 中越婦人会館
開催時間 十時～十五時
登録申請者が審査会場に持参するもの。
一、登録を受けようとする銃砲、刀剣類の「現物」並びに所轄警察署から交付を受けた「銃砲刀剣類発見届出受理証」
二、登録手数料 一件につき金五百円分の「新潟県収入証紙」
三、印鑑
四、その他
①銃砲刀剣類を持参する場合 は包装に十分注意し、危険のない状態で持参すること
②「新潟県収入証紙」は会場では販売しないので、各人で持参すること。